# 攻めの農業実践緊急対策事業に係る第5回公募要領

制定 平成27年5月28日

#### 1 事業内容

活力ある産地形成のためには、低コスト・高収益な産地体制に転換することが不可欠である。この課題の解決に向けては、機械利用体系や流通加工体制の合理化を図っていく必要があるが、土地条件、機械装備等の問題等、抱える課題は地域によって多様であり、地域に応じた対応を行っていく必要がある。このため、今回、地域農業再生協議会(以下「地域協議会」という。)と香川県農業再生協議会(以下「県協議会」という。)が連携・協力し効率的な産地への転換に向けた推進力が発揮できるよう、攻めの農業実践緊急対策事業(以下「本事業」という。)に取り組む。

なお、公募は県協議会で実施し事務を効率化する。

事業内容は、本事業実施要領(平成26年2月6日付け25生産第2970号農 林水産省生産局長通知。(以下「実施要領」という。)、個票及び県協議会本事業業務 方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき実施する。

効率的機械利用体系構築事業(以下「効率的事業」という。)及び高収益品目等導入支援事業(以下「高収益事業」という。)を対象とする。集出荷・加工処理体制合理化推進事業(以下「再編事業」という。)は、業務方法書の第6条に従って手続きをおこなう。

#### 2 申請手続きについて

(1) 公募期間

平成27年6月1日(月)から平成27年6月30日(火)までとする。

(2) 公募にかかる提出書類等について 効率的事業及び高収益事業は取組計画兼取組参加者助成金申請書(以下「プラン」という。) を提出する。

- (3) 提出期限等
  - ①提出期限 平成27年6月30日(火)まで
  - ②申請書の提出場所

取組参加者が住所を有する市町の区域が属する地域協議会の「地域農業再生協議会窓口」。ただし、再編事業者や取組参加者が複数地域協議会にまたがるプランは県協議会。

- ③提出部数
  - 正本2部
- ④提出にあたっての注意事項
  - ア 申請書等の提出書類は、返還しない。
  - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ウ 申請者の氏名又は名称は、公開する場合がある。

# (4) 申請書等の変更期間

業務方法書第8条における変更をする場合は、公募期間中に申請を行わなければならない。ただし、取組の中止または廃止、取組の承認通知後の入札による事業費の3割を超える減額については、この限りではない。

### 3 申請書等の審査について

#### (1)受付窓口、提出(進達)

地域協議会は、提出された申請書等の要件適否などの内容について確認を行い、 平成27年7月8日(水)までに正1部を県協議会(高松市寿町1-3-6 香 川県農業協同組合中央会指導部指導課内 県協議会水田部会事務局)に提出(進 達)する。

### (2)審査

県協議会は、提出された申請書等について、審査を行うとともに、本事業香川 県事業計画及び個票に示された「計画していた額以上の申請があった場合の承認 の優先順位等」に基づき予算の範囲内で承認を行うものとする。再編事業者から の応募は、業務方法書6条に従い審査するものとする。

#### (3) 承認の通知等

県協議会は、承認した場合は、再編事業者については業務方法書の別紙様式第 1号-2、取組参加者に対しては別紙様式第2号-1により通知を行う。助成の 対象とならなかった場合は、別紙様式第2号-2により通知する

#### 4 実施に関する規定

効率的事業の対象機械は別表A、高収益事業の対象機械と対象資材については別表Bを助成対象とする。特定高性能農業機械の該当と利用規模の下限面積は別表Cのとおりとする。

その他、本公募要領に記載のない事項等については、実施要領、業務方法書等の 関係規定によるものとする。

#### 5 承認後の手続きについて

承認決定を受けた再編事業者または取組参加者(以下、「取組参加者等」という) は、実施要領、業務方法書、当該助成の個票等を遵守し、事業の推進全般について の責任を持つものとする。

#### (1) 取組報告書兼助成金請求書

取組参加者等は、業務方法書の別紙様式第4号の「攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書」(以下、「報告書」という)2部(正本2部。うち1部は地域協議会保管)を地域協議会を通じて県協議会に提出するとともに、地域協議会による現地検査を受けなければならない。地域協議会は現地検査を実施後、確認書類を作成し、別紙様式第4号を取りまとめて県協議会へ進達する。なお、再編事業者については、別紙様式第5号-2により県協議会へ直接請求をおこなう。

## (2) 助成額の通知、助成金の交付

県協議会は、提出された報告書と地域協議会の確認書類について、審査を行うとともに、助成額の通知及び助成金の交付を行う。助成額の通知は、取組参加者等には業務方法書の別紙様式第7号で通知する。地域協議会へは別紙様式第6号 - 1より、再編事業者には別紙様式第6号 - 2により通知する。

### (3) 財産の管理等

取組参加者等は、業務方法書に基づき、適正に財産の管理、帳簿の整備等を行わなくてはならない。(業務方法書第21から22条の規定による)

## (4) 取組結果報告書(事業効果の発現状況等報告書)

取組参加者等は、事業実施の翌年度4月20日までに(概ね目標を達成できなかった場合は、機械処分年限まで毎年度、目標達成できるまで)、取組結果報告書(参考様式6)を作成し、効率的事業及び高収益事業は地域協議会を通じて県協議会に、再編事業は県協議会に提出しなくてはならない。なお、取組結果報告書には、「事業効果の発現状況等報告書(参考様式 1-1号又は1-2号)」を添付する。